

「本省課長補佐級以上の職員」に相当する職員の決定

平成13年4月1日

理事長達第1号

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第2条第2項第5号の規定に基づき、同法第2条第2項に規定する「本省課長補佐級以上の職員」に相当する職員を次のとおり定める。

- 1 独立行政法人消防研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1行政職俸給表の職務の級7級以上の職員
- 2 給与規程別表第3研究職俸給表の職務の級4級以上の職員

附 則

この定めは、平成13年4月1日から実施する。